

5-2. ケース2（陸路避難、海路避難、空路避難） における対応

<ケース2における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号の一部が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保が出来る場合

【避難方法】

- ・陸路による避難が実施出来る地域は、自家用車・バス等による陸路避難を実施。
- ・陸路による避難が実施出来ない地域は、船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケース2及び3) 大分県における避難先

- 大分県では、施設敷地緊急事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 愛媛県から受入要請がなされた場合、大分県は各市町村・関係機関とともに受入調整を実施。
- 大分県の受入準備が整った段階で、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難を開始。
- 大分県では、あらかじめ避難受入市町村の災害状況等に応じた避難ケース例を複数設定し、これらの避難ケース例を踏まえて柔軟に対応。

避難ケース例1 (移動距離等を考慮したケース)

受入市町村:
別府市、佐伯市、臼杵市、由布市、日出町

避難ケース例2 (県北地域で受入れるケース)

受入市町村:
中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村

避難ケース例3 (県南沿岸部地域で受入れるケース)

受入市町村:
大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、日出町

避難ケース例4 (内陸部で受入れるケース)

受入市町村:
日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町



※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難等を実施。

5-3. ケース3（海路避難、空路避難）における対応

＜ケース3における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保が出来る場合

【避難方法】

- ・船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケ-3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



5-4. ケース4（屋内退避）における対応

＜ケース4における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ① {
 - ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
 - ・国道197号が使用不可な場合
 - ・港湾が使用不可もしくは船舶の確保が出来ない場合
- ② {
 - ・放射性物質放出のリスクが高まった場合

【防護措置の方法】

- ・屋内退避を実施。

(ケ-ス4) 屋内退避を実施する場合

- ▶ 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を実施。
- ▶ 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- ▶ 予防避難エリアにおいては、伊方町等が約4,900人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。

屋内退避一例(ケ-ス4)

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

屋内退避を実施

